



2015年8月20日発行(季刊)

特定非営利活動法人 市民シンクタンクひと・まち社
〒160-0021 新宿区歌舞伎町2-19-13 A S K ビル601
TEL 03-3204-4342 FAX 03-6457-6202
E-mail npo@hitomachi.org URL : <http://www.hitomachi.org>
郵便振替口座 00170-6-410791 市民シンクタンクひと・まち社

市民活動による憲法の活用

早稲田大学社会科学総合学院教授 坪郷 實

この間、熟議デモクラシーや、住民投票などの直接デモクラシー、さらに参加ガバナンスの議論が活発に行われている。この中で、政党を主体とする政党デモクラシーに対して、多様な市民社会組織による政策提言活動に注目し、市民活動を主体とする市民社会デモクラシーの議論が行われている。この議論はまだ定着していないが、政党を鍛え直すために政党とNPOや協同組合等の連携が重要であること、公共政策の形成・決定・実施・評価においてNPOなどが重要な役割を果たすという議論が行われている。

本稿では、市民社会デモクラシーの一例として「市民活動による憲法の活用」ということを考えてみたい。出発点として、憲法と国会という問題を考えてみよう。日本国憲法は、その序文において、国民が主権者であり、選挙を通じて選ばれた国会における代表者を通じて行動すると述べている。この間、立憲主義という言葉がよく使われるようになってきている。憲法は主権者である国民が作ったものであり、この憲法は権力者を縛るものであることを意味する。また、憲法第41条は、「国会は、国権の最高機関であって、国の唯一の立法機関である」と述べている。国民の代表者から構成される国会の役割は、政府の法案が憲法に合致しているかを検証し、国会において多くの専門家の専門的知見や多様な市民の意見を聞くことも含めて、国会が政府法案について熟議をすることにより、よりましな意味のある法制度を作ることにある。政治は、多様な思想や意見を持つものの中で議論が闘わされ、その結果として結論を出すことから、妥協の産物である。

ところで、国民は、もちろん一様で均質的なものではない、むしろそれぞれの地域で生活する多様な市民からなる。今日の政治において、先の立憲主義が根付いていないとするならば、市民自治の観点から憲法を活用することが必要となる。回り道ではあるが、立憲主義を根付

かせるためには、市民が、市民自治の観点から、憲法を政策づくりに生かす理論を作り、地域において憲法に基づく市民活動を積み重ねる方法がある。政策提言活動を行う多くのNPOは、生存権、知る権利、障がい者の権利、消費者保護、気候保護など、市民の生活実践の中から、新たな法制度化を考え、提起することを積み重ねている。これは、市民が不断に憲法と現実を突き合わせ、新たな政策や立法を議論するにあたって、憲法を応用し、使いこなすことであり、「憲法を活用する活動」である。市民が、不断に憲法に基づく活動を実践し、憲法を使いこなす理論を作ることにより、権力者が憲法に従って行動する政治文化を根付かせることが必要である。

さて先ごろ安保法制は衆議院において、憲法違反の疑念が指摘されているにもかかわらず、十分に議論が尽くされず、さらに参議院で審議が行われている。国会周辺では、青年や女性、サラリーマンや高齢者、多様な市民が集まり、連日のように集会を開いている。ヨーロッパにおいて街頭デモクラシーという言葉が使われるように、政治参加の手法は多様であり、国会周辺で集会を行い、街頭デモを行うことも政治参加の重要な手段である。参議院の審議では、政府と議員との間の議論のみならず、これまでのように採決の直前に公聴会を開くのではなく、早い段階で、専門家の意見や多様な市民の意見を広く聞く場を設け、熟議を尽くすべきである。



毎年開催される政府機関の市民開放の日(市民が自由に建物を見学できる)に、ドイツ首相府の中庭にて撮影(2014年8月30日)